

広島県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
令和二年広島県告示第三百八十八号	広島県東広島市八本松町飯田地内	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
		三反田川（一〇七隣a）	三反田川（一〇七隣a）	三反田川（一〇七隣a）
		土石流	土石流	土石流
		三反田川（一〇七隣b）	三反田川（一〇七隣b）	三反田川（一〇七隣b）
		土石流	土石流	土石流